

## ◎自殺対策基本法の一部を改正する法律

(平成二八年三月三〇日法律第一一号) (参)

### 一、提案理由 (平成二八年二月二四日・参議院本会議)

○三原じゅん子君 ただいま議題となりました両法律案のうち、まず、自殺対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十八年に自殺対策基本法が制定されて以降、地域の状況に応じた自殺対策が全国で実施されるようになり、近年、自殺者数は減少しています。しかし、平成十八年から平成二十七年までの十年間だけでも、我が国の自殺者数は約三十万人に上り、平成二十七年には一日に平均六十六人が自殺で亡くなっております。非常事態はいまだ続いており、我が国の自殺問題は決して楽観できません。

本法律案は、平成二十七年六月二日の厚生労働委員会における決議を踏まえ、自殺対策を、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進しようとするものであります。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、対処していくことが重要な課題となっている旨を明記することとしております。

第二に、基本理念として、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を明記することとしております。

第三に、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について規定することとしております。

第四に、都道府県は都道府県自殺対策計画、市町村は市町村自殺対策計画をそれぞれ定めることとするとともに、国は、これらの計画に基づいて必要な事業等を実施する都道府県又は市町村に対し、交付金を交付することができることとしております。

第五に、基本的施策を拡充し、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究等の推進及び体制の整備等について規定することとしております。

第六に、政府は、自殺対策の推進につき、必要な組織の整備を図ることとしております。

なお、この法律は、平成二十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

…………… (略) ……………

### 二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成二八年三月二二日)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました自殺対策基本法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自殺対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、基本理念として、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されなければならないこと等を加えること、

第二に、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設けること、

第三に、都道府県は都道府県自殺対策計画、市町村は市町村自殺対策計画をそれぞれ定めるものとするとともに、国は、これらの計画に基づいて自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県または市町村に対し、交付金を交付することができること、

第四に、調査研究等の推進及び体制の整備等の基本的施策を拡充すること、

第五に、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする  
こと  
等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る二月二十四日本委員会に付託され、三月十八日、参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。